

愛称名の基準

1 愛称名は、道路の到達地点、方向、機能、沿道の特徴等を分かりやすく簡明に表したものであり、おおむね次の基準にしたがったものとする。

- (1) 地域の歴史、地理的要因及び特色等を表した名称であること。
- (2) 道路法による路線名と類似する名称ではないこと。
- (3) 道路法による路線名と混乱を生じるおそれがある数字等による統一的な名称ではないこと。
- (4) 人名及び建築物名（歴史的、文化的に特に意義があるものを除く。）を使用していないこと。
- (5) 商店、企業、商店街等の商業活動上の名称を原則として使用していないこと。
- (6) 外国語で表記する場合を考慮し、長い名称はできるだけ使用しないこと。
- (7) ラジオ・テレビ放送による道路交通情報等に使用されることを考慮し、読みやすく、聞き取りやすい名称であること。
- (8) 同一区内で同じ愛称が使用されていないこと（歴史的な経緯があり、当該愛称が既に定着している場合を除く。）。
- (9) 蔑称、差別的表現等の用語を含んだ名称ではないこと。
- (10) 植物・動物等の名称のみを使った名称ではないこと。

2 愛称名として設定する名称は、次の例を標準とすること。

- (1) ○○街道（歴史的に由緒があり、現在一般に広く知れ渡っている場合に限る。）
- (2) ○○通り、○○大通り
- (3) ○○道路、○○道（みち）（どう）、○○新道
- (4) ○○坂
- (5) ○○横丁

3 前項に掲げる以外の名称を使用する場合は、個別に青葉区と協議することとするが、外国語表記による混乱を避けるため、「○○ストリート」「○○アベニュー」等のカタカナ表記は極力使用しないものとし、やむを得ずカタカナ表記を使用する場合は、外国語で表記した場合に意味が通じる名称となるようにすること。